

岩手県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定による景観地区）
  - （2）名称 大慈寺地区景観地区
- 2（1）種類 地区計画等（地区計画）
  - （2）名称 大慈寺地区地区計画